

【申立時のお願い】

福岡家庭裁判所 後見センター

申立てをされる際は、面談（説明聴取）の日時を必ず電話で予約し、
面談日の10日前をめぐに、裁判所に申立書類一式を提出してください。

（提出が遅れた場合、面談（説明聴取）ができないこともあります。）

予約先：福岡家庭裁判所 後見開始係
092-981-9606（直通）

※ 面談（説明聴取）は、2時間程度かかります。

※ 月～金の午前（9時15分～）、午後（13時10分～）の枠があります。

※ 電話では、申立ての種類（後見・保佐・補助）、申立人名、本人名、後見人等候補者名、本人の来庁の可否、連絡先についてお知らせください。

裁判所ウェブサイトでも成年後見制度の手続案内をしています！

【裁判所ウェブサイト】

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_02_2/index.html

●成年後見手続説明用ビデオ

「わかりやすい成年後見制度の手続」

「後見人になったなら…～後見人の仕事と責任～」

●パンフレット

「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」